

新潟市情報セキュリティポリシー  
情報セキュリティ基本方針  
Ver2.00

令和4年11月1日改定  
平成17年10月1日初版

## 目次

1	目的	1
2	用語の定義	1
3	対象とする脅威	2
4	適用組織	2
5	職員等の義務	3
6	情報セキュリティ対策	3
7	情報セキュリティ対策基準の策定	4
8	情報セキュリティ実施手順の策定	4

## 1 目的

新潟市が取り扱う情報には、市民の個人情報をはじめ行政運営上重要な情報など、外部に漏えい等した場合には極めて重大な結果を招く情報が多数含まれている。

これらの守るべき情報資産を、様々な脅威から防御することは、市民の財産やプライバシー等を守るためにも、また、行政事務の安定的な運営のためにも必要不可欠であり、ひいては新潟市に対する市民からの信頼の維持向上に寄与するものである。

新潟市情報セキュリティポリシー情報セキュリティ基本方針は、本市が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

## 2 用語の定義

### (1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

### (2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、処理を行う仕組みをいう。

### (3) 情報資産

次の各号を情報資産という。

ア ネットワークと情報システムの開発・運用に係る全ての情報及びネットワークと情報システムで取り扱う全ての情報

イ アの情報が記録された紙等の有体物及び電磁的記録媒体

ウ ネットワーク及び情報システム

### (4) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性、可用性を維持することをいう。

### (5) 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

### (6) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

### (7) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

### (8) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

### (9) マイナンバー利用事務系（個人番号利用事務系）

個人番号利用事務（社会保障、地方税若しくは防災に関する事務）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びデータをいう。

### (10) LGWAN接続系

LGWANに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう（マイナンバー利用事務系を除く。）。

(11) インターネット接続系

インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(12) 通信経路の分割

L G W A N接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

(13) 無害化通信

インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。

(14) 委託業者

新潟市が情報システム開発、情報システム運用、データ入力、警備及び清掃等の目的で4 適用組織に示す情報資産に接する業務を委託した者をいう。

### 3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

### 4 適用組織

新潟市情報セキュリティポリシーの適用範囲は、以下の各号に示すものとする。

(1) 行政機関の範囲

本基本方針が適用される行政機関は、市長部局、消防局、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、水道局、市民病院及び議会事務局とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が適用される情報資産は、前号に定める適用行政機関が所掌する情報資産とする。ただし、市立幼稚園及び市立学校における学校教育情報、市民病院における医療情報及びこれらに関連する情報は除く。

(3) 対象者

適用される情報資産に接する組織の職員（会計年度任用職員及び臨時的任用職員等を含む。以下「職員等」という）とする。

## 5 職員等の義務

### (1) 遵守義務

職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、新潟市が所掌する情報資産を取り扱う際には、不正アクセス行為の禁止等に関する法律や著作権法等の情報セキュリティに関連する法令並びに新潟市情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

### (2) 懲戒処分等

本ポリシーに違反した職員等は、その重大性及び発生した事案の状況等に応じて、地方公務員法等による懲戒処分の対象となる場合がある。

## 6 情報セキュリティ対策

3に掲げた脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講ずる。

### (1) 組織体制

本市の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立する。

### (2) 情報資産の分類と管理

本市の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

### (3) 情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、次の三段階の対策を講じる。

ア マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。

イ LGWAN接続系においては、LGWANと接続する業務用システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する場合には、無害化通信を実施する。

ウ インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。高度な情報セキュリティ対策として、都道府県及び市区町村のインターネットとの通信を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドの導入等を実施する。

### (4) 物理的セキュリティ対策

サーバ、情報システム室、通信回線及び職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

### (5) 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

#### (6) 技術的セキュリティ対策

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的な対策を講ずる。

#### (7) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

#### (8) 業務委託と外部サービスの利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。外部サービスを利用する場合には、利用にかかる規定を整備し対策を講じる。ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

#### (9) 評価・見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

### 7 情報セキュリティ対策基準の策定

上記6に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。なお、情報セキュリティ対策基準は、公にすることによりサイバー攻撃を受けるリスクがあることから、非公開とする。

### 8 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

附 則

(施行期日)

この情報セキュリティ基本方針は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この情報セキュリティ基本方針は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この情報セキュリティ基本方針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この情報セキュリティ基本方針は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この情報セキュリティ基本方針は、令和4年11月1日から施行する。